

事業者の
皆様へ

補助金のご案内



経費の一部を助成します

- A 事業: 電気自動車等の充電設備(急速充電設備・普通充電設備等・V2H)
- B 事業: 発電設備(太陽光発電及び蓄電池、風力発電、小水力発電)・蓄電池
燃料電池自動車(FCV)
- C 事業: 省エネ設備・エネルギーマネジメントシステム機器

A 事業 電気自動車等の充電設備整備事業

二酸化炭素等の排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリット自動車の普及促進に向けて、鹿児島県内における充電設備の導入を促進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

B 事業 水素・再生可能エネルギー導入促進事業

脱炭素社会の推進、非常時のエネルギー確保等の防災対策及び地域経済の活性化を推進する観点から、地産地消型再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的として、県内の事業者の方等が行う以下の設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象設備】

発電設備(太陽光発電及び蓄電池、風力発電、小水力発電)、蓄電池、燃料電池自動車(FCV)

C 事業 省エネ設備等導入支援事業

中小企業の省エネルギー対策を促進することを目的として、県内の中小事業者の方等が省エネ診断の結果を基にして実施する省エネルギーに資する設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

応募締め切り

令和4年 **11月30日(水)**

A 事業の国補助金併用時及び急速充電設備は令和4年 9月30日

※先着順 予算がなくなり次第終了いたします。

B 事業の FCV は令和 5年 1月 31日

申請方法など詳しくは・・・ WEB ページをご覧ください

<https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/>



交付窓口 (お問い合わせ、書類等の送付などは下記まで)
一般財団法人鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター
〒891-0132 鹿児島市七ツ島 1丁目1番地5 TEL 099-202-0128
E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp
【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)

鹿児島県 KCCCA



いずれの事業も **令和5年1月31日(火)**までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

●A事業:電気自動車等の充電設備整備事業

補助対象経費		国補助	補助率	
			設備購入費	設置工事費(付帯設備工事費 その他設備に係る費用を含む)
経路充電 【給油所に充電設備を設置する事業】	急速充電設備	あり	補助対象外	
		なし	4分の3以内	
	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注
		なし	4分の3以内	
目的地充電 【商業施設及び宿泊施設等の電気自動車等の普及に特に有効と認められる施設に設置する事業】	急速充電設備	あり	2分の1以内	補助対象外
		なし	4分の3以内	
	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注
		なし	4分の3以内	
基礎充電 【マンション等に属する駐車場又は事務所・工場等に勤務する従業員若しくは事業者が利用する駐車場及び月極駐車場に充電設備を設置する事業】	急速充電設備	あり	2分の1以内	補助対象外
		なし	4分の3以内	
	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注
		なし	4分の3以内	
V2H 【個人宅以外の施設にV2H充放電設備を設置する事業】	あり	2分の1以内	補助対象外	
	なし	補助対象外		

注 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドのみの設置を行う場合のみ補助対象とします。

●B事業:水素・再生可能エネルギー導入促進事業

補助対象設備		補助対象経費	補助率	
種類	補助要件		県内事業者	福祉施設等
太陽光発電及び蓄電池	(1)太陽光及び蓄電池の同時設置 (2)発電出力5kW以上 (3)蓄電池容量5kWh以上	補助対象設備の購入、製造に要する経費(ただし、設計費、工事費、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。)	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
風力発電	(1)発電出力1kW以上		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
小水力発電	(1)発電出力1kW以上50kW未満		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
蓄電池	(1)太陽光を除く発電設備と同時設置または既設発電設備に接続すること。 (2)蓄電池容量は5kWh以上		1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)
燃料電池自動車(FCV)	経済産業省が実施する令和3年度補正クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金、令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下、「CEV補助金」という)の対象となる燃料電池自動車で、令和4年4月1日以降に初度登録された車両であること。給電機能があること。	経済産業省が実施するCEV補助金の対象となる燃料電池自動車の本体価格	令和4年度CEV補助金交付額の 1/2 (上限100万円)	

●C事業:省エネ設備等導入支援事業

補助対象経費	区分	補助率	補助上限額	
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費その他協会が特に必要と認める経費	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	3,000千円	
		3分の1以内	2,000千円	
	エネルギーマネジメントシステム機器	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	1,500千円
		上記以外の事業所	3分の1以内	1,000千円

上記以外の要件があります。詳細は表面記載のWEBページから「交付要綱」「補助事業の手引き」をご確認ください。



本紙作成に伴い発生する温室効果ガス(紙の使用)の一部について、県内の森林整備による吸収量(かごしまエコファンド)を購入しカーボン・オフセットしています。



一般財団法人鹿児島県環境技術協会は、エコアクション 21 認証・登録を取得し、地域と地球の環境に配慮した取り組みを行っています。